

地域総合支援センターの業務等について

1 運営体制

29年度	<p>○地域包括支援センター 2か所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石市社会福祉協議会地域包括支援センター(明石・西明石エリアを担当) ・明石市社会福祉協議会包括支援センター西部事業所(大久保・魚住エリアを担当) <p>○ふたみ総合支援センター(二見中学校区を担当)</p> <p>○在宅介護支援センター 12か所(中学校区を担当)</p>
30年度	<p>○地域総合支援センター 6か所</p> <p>※ 複数のセンターが設置されるため、センター機能が十分に発揮できるよう、活動の支えとなり、全体をとりまとめる基幹的機能を有する「基幹型」を総合福祉センター内に設置</p>

2 地域総合支援センター人員配置(平成30年4月開設当初)

各センターに、専門三職種(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)、生活支援コーディネーター、介護支援専門員を配置します。また、複合的な問題を抱える相談者等に対し、多機関と連携し支援を実施するなどを行う総合相談支援員を配置します。

センター名称	保健師・ 看護師	社会 福祉士	主任介護 支援専門員	生活支援コー ディネーター	介護支援 専門員	計
あさぎり・おおくら	1	2	2	2	5	12
きんじょう・きぬがわ	2	2	1	2	4	11
にしあかし	2	2	2	2	6	14
おおくぼ	2	3	2	4	7	18
うおずみ	1	2	2	2	4	11
ふたみ	1	2	1	1	2	7

※ 総合相談支援員は、専門三職種が兼務し、各センターに1名配置

※ 在宅介護支援センター事業受託法人から、生活支援コーディネーターや社会福祉士、保健師として出向予定

※ 基幹型には所長1名、保健師・看護師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員2名、生活支援コーディネーター1名、事務員5名の計11名を配置(いずれかの職種で認知症地域支援推進員を兼務する。)

3 基幹型と地域型(地域総合支援センター)の主な機能

基幹型	地域総合支援センター
<p>○総合調整機能・後方支援</p> <p>○人材育成支援</p> <p>○地域型センターの運営支援</p>	<p>○相談受付の包括化・コーディネート</p> <p>○地域づくり</p>

＜基幹型の業務＞

- ・ 地域総合支援センターの各種統計のとりまとめ、市域の総合相談に関する課題の集約・分析、市域で開催する各種研修会や会議の開催、個別支援の後方支援
- ・ 地域の医療・介護施設等の把握、在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・ 専門機関や地域の団体・組織、行政とのネットワークを構築 等

4. 地域総合支援センターの主な業務内容

(1) 生活のしづらさを抱える者やその家族からの相談を受け、必要な支援を行う業務

高齢者だけではなく、障害者や子ども等、生活の困りごとの相談を受け止め、適切な機関やサービス等につないだり、複合的な問題を抱える相談者等に対し、相談支援機関等と連携し、解決にむけて支援する。

(2) 地域住民同士の支え合い体制を構築する業務

(3) 介護保険法に規定する各種事業等

・ 総合相談支援業務

要介護認定等の申請や、福祉サービスの相談・支援調整等、在宅介護支援センターで実施していた業務を行うとともに、高齢者の健康・介護等の相談対応を行う。

・ 権利擁護業務

高齢者虐待の相談対応、成年後見制度の利用促進等を行う。

・ 認知症総合支援業務

認知症に関する相談、啓発、認知症カフェの立ち上げ支援等を行います。

・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の医療機関・介護施設等、関係機関が連携できる体制づくりや、介護支援専門員への助言や支援等を行う。

・ 要支援者等の介護予防ケアマネジメント業務

要支援者等に対し、介護予防ケアプランを作成し必要なサービスにつなげる。

・ 一般介護予防事業

介護予防教室の開催や自主グループ活動の支援等を行う。

5 今後の取組

これまで在宅介護支援センターや社会福祉協議会、市の3者で、地域総合支援センターの具体的な業務等について協議を重ねるとともに、地区社会福祉協議会会長連絡協議会や地域総合支援センター設置検討委員会等において意見を聞くなどの取組を行ってきた。

今後は、センターごとに分かれ、在宅介護支援センター業務の引き継ぎや、地域の実情に応じた具体的な業務の検討、地域の各種団体への説明方法等について話し合いを行い、地域総合支援センターの本格運用に向けた準備を進めている。また、障害者福祉や児童福祉等に関する制度や援助等に関する職員向け研修会の開催を企画している。